

バリゼーションのなかで勝ち残るといふ条件としているから、上の動向がたちに抑止されるわけではない。けれども、国家の税収を上げるといふが自国の企業の利益の増収を条件とし、しかもいじつは経済のグローバル化の失敗によつて不信感が生まれている。国内の貧困層にいたるなんらかの対処も、多くの国で必要をせられし、現在にいたつては、それ以後に展開した経済のグローバリゼーションをとおして、この動向は世界じゅうに拡張された冷戦構造の終結とそれ以後に産業構造改革が進むなかで生業、減収した層の再就業や収入の回復も市場における機会にまかせることはどしていた。一九七〇年代の時点では予想されていなさぬ政府のスローガンのもとに国家の担う再分配機能を抑制して、産業構造が改革されなるなかで生業、減収した層で産業構造の改革を推進するといふ、そのなかを生き残れる競争力の強い企業に国内経済を牽引させるとともに、「小の時点で——すでに始まつていて。この政策は、経済では、規制緩和によつて自由な投資を可能にし、それに伴つたがつてその先頭を切つたイギリスのサッチャーワークス、アメリカのレーガン政権にさかのば一九七〇年代一国内におけるこのような動向は、多くの国の政府が市場原理を重視するいわゆる新自由主義の政策をとつた時点での経済のグローバリゼーションが進むにつれ、一国内においても国際的にも貧富の格差がますます拡大しつつある。

品川 哲彦

より豊かな正義概念と効率性のあるケア概念

がこれにて損害を受けたならその損害に等しい分を乙が賠償し、あるいは、甲が乙にある商品を売ったならばその功績との比が甲の取り分との比と等しくなり、匡正的正義が適用されるとときには、たゞは、甲は幾何学的比例と算術的比例によつて対比される。甲両者のあいだに分配的正義が適用されるとときには、甲の功績と交換が挙げられる(のちに匡正的正義から分化する交換的正義はまだ分化していない)。分配的正義と匡正的正義とは備えた性格を意味する一般的正義と対比される。匡正的正義の例には、裁判における損害賠償や市場における一般的正義の性格づけが正義全般を覆うわけはない。アリストテレスにおいて、分配的正義は特殊的正義のひとつであります。もつひとつ特徴的正義である匡正的正義と対比され(ibid: 1131b), さらに特殊的正義はあらゆる徳を兼ね備えた私たちはわかりにくい話だが、たゞは、寡頭制の政体ではよい生まればそれだけといつふに、政治に参加する資格にあたる身分を含んだ性格(ibid: 1131a)を挙げてゐる。もちろん、功績に釣り合つた配分といつ分配に慣れた私たちにはわかるまい話だが、たゞは、寡頭制の政体ではよい生まればそれだけといつふに、政治に参与(ibid: 1131b)。この功績にあたるもの的具体的な内容についてアリストテレスは、ある箇所では、事業への出資額アリストテレスは分配的正義を本人の功績(axia, merit)に応じて分け巡らして定義してゐた(アリストテレスかた(品川 110-15: 一一九-一五〇, 品川 110-11)。

政治をしておして国内の困窮者への援助を供給する社会的正義は、正義の概念に古へから属していくものではない

### 一 正義概念をふりかかる

社会的正義は古來の正義概念に属さない

。第五節では、標題に示した研究の現時点での把握と今後の課題を記す。第一節では、標題に示した方向性に関するものを、第二節では、同じくアーティスティック理論においてもつくる倫理論のなかで、標題に示した方針に関するものを、第三節では、正義・権利とともにつくる倫理論第一節では両者の歴史を本稿に闡述するかぎりでかんたんに振り返り、第二節では、正義・権利とともにつくる倫理規範のひとつとして独自の地位を占めたのは、一九八〇年代に生まれたアーティスティック理論に由来する。以下、第一節・

第二節では、正義とアーティスティック理論の中心的な主題のひとつが座を占めてきた。後者が含まれている。正義とアーティスティック理論の中心的な主題のひとつが座を占めてきた。

「より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念」——これは、異質で、ときに対立しもある一つの倫理規範が含まれる。正義とアーティスティック理論のアーティスティック理論においては、これが本稿を記すこととした。

おくれてみると、いかにもかの意味がある。それで本稿を記すこととしたが、標題のアーティスティック理論のアーティスティック理論の対比と相補的関係といつて一マニ連なるものである(品川 110-11)。けれども、遺憾ながら、標題のアーティスティック理論の内面で相応の推移を遂げてゆくものである。

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。この問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

そのよつと推移のひとつとして、私は標題に掲げた、より豊かな正義概念と効率性のあるアメ概念の構築にかかる流れを感じていて。私の問題関心は、十数年前から私が手がけていた、正義・権利とともにつくる倫理論と責任・

ロックは、『統治論』において上述の役割を政治においておいて、『實容について』では、國家が個人の精神面に干渉したりあえずそれだけとして捉えるなら、国家による個人への干涉をできるかぎり排除するよりもが成立する。は、そのほうが、自分の生命の維持、身体の安全、所有の確保に有利だからである。国家の、それゆえ政治の役割を自然法を除いていかなる実定法も存在しない自然状態——を脱却し、合意による契約をかわして社会を形成するの者がちが、社会のない状態——したがつて、統治者と被統治者の関係はなく、自然状態においても発効する法である想定されているので、いいい、社会は国家と互換的である（構成員となるはずの、たがいに利己的と想定されたこれらから造る社会）ただし、統治する／統治されるという関係を含む社会つまり政治社会といふ意味での社会がそれでは、いかなる論拠からこれが正義の問題として主張できるのだろうか。社会契約論をみてみよう。

社会的正義といつ觀念を支持しないとしても、この問題が正義の課題として論じられていくことは理解している。しかし、困窮している国民への援助を政治によって実現されることは正義の課題のひとつとして捉えている（あるいは、一九世紀から二〇世紀にかけて成立した福祉国家を経験している現代の人間の多くは、社会的正義といつ觀念を支持する）。それで、教会がそれを行なつのは、慈愛・善意・善行などといった規範によっているからであつて、正義といつ規範ではない。アリストテレスから離れて中世ヨーロッパに移れば、困窮者の救済は国家ではなくむしろ教会の使命だった。同じく強い理由として、第一に、困窮している国民への援助が政治の役割であるといつても明確であつたわけによつていてるではなかつた。

### 一・二 社会契約論と社会的正義

自身は功績には認められない。社会的正義が上述の図式のなかに含まれない第一の理由は、第一の理由と同じく廣義であり、功績といつ以上はなんらかの積極的な価値が想定されていて。援助を必要としていることそれ自身は功績には認められない。社会的正義が上述の図式のなかに含まれない第一の理由は、第一の理由と同じく分配的正義のなかに位置づけられるのが適切だ。しかし、アリストテレスのいう功績がいかに何にかならない。再分配といつ機能からして、それを分配的正義と匡正義といつ図式のなかに位置づけられるわけではなく、より多くの税を納めた国民の一部から別の国民の一部である困窮者に再分配されるわけである。それはすなわち、援助は国家の収入、つまり税収から社会的正義は政治をとおして国内の困窮者に援助を供給するの意味している。援助は国家の収入、つまり税収から社会的正義は入っていない。前述のように、社会的正義は古代の正義概念のかたへられただそのみかに社会的正義は入っていない。

だが、古代の正義概念のかたへられただそのみかに社会的正義は入っていない。前述のように、社会的正義は、正義とは、そのひとがそのものを帰せられたるなんらかの資格により実際に帰せられるものとの合意を意味している。

（説）欲望の調和といつ考えや受け継いでいるが、プラトントにおけるこの異質な性格の調和といつ発想も均衡、釣り合いを意味している。

た人物と呼ばれるにはまだ足らぬ。アリストテレスの一般的正義は、プラトントの魂の三区分說における理性、氣概、徳にはいさか欠けるところがある者は、それなりに有徳な人物ではあるけれども、一般的正義といつ理思想を体現しきれの徳のあいだに適切な均衡が成り立つていてはならぬからだ。たゞは、勇気といつ徳に富むが溫和といつおいても動いている。この均衡、釣り合といつ感覺は、あらゆる徳を兼ね備えた性格を意味する一般的正義にかかる均衡、釣り合いである。この均衡、釣り合といつ感覺は、そのひとがそのものを帰せられたるなんらかの資格により実際に帰せられるものとの合意を指しているといふ。

そのひとにかかわらずものを取得する点では変わりなく、正義とは、そのひとにかかわらずのものやのひとに帰せしめめる事態を指しているといふ。

平等に分配されるのは望まない。しかし、そうすれば、各人が努力して自分の能力を發揮して社会に有用なものを創り出す動機が失われるからだ。それゆえ、第一原理は、第一原理が平等な分配を指令するのにたいして、社会的・経済的・政治的な構築する原理である。これらを実現するのに不可欠なもので人為的に分配すべきもの(社会的基本財)があるとして、どのよつた構想であれ、それを実現するのに不可欠なもので人為的に分配すべきもの(社会的基本財)がある——かくから呼ぶ(は全員に等しく分配されるべきだ)といつ原理を採択する(第一原理)。平等なる自由の原理(だが、何もかもが有利/不利になる原因となる無知のヴァーレルのもとで、社会を構築する原理を討議する(原初狀態と呼ぶ)。無知なつた社会を構築する原理の提示である。これから造る社会の構成員となる者はすの者たちが、その社会のかで自分的政治社会の設計のなかにセーフティネットの構築をあらかじめ組み込む論理は、ロールズの社会契約論が提供してくれる経緯を表わしている。

されると、いつ關係を意味した政治社会が個々人の生存を確保するといつ社会の別の意味のはつひとつに進んでいた得するよつた公共の形態である」(Arendt: 57/59)と述べてゐる。社会国家といつ表現はまさに、統治する/統治さききるといつただ一の究極目的のために、人間どうしがいに依存し合つて、ただそののみが、公的意義を獲福社国家といつ語はドイツ語では社会國家(Sozialstaat)と表現される。アーベルトは、「社会とは、とにかく生自由」が「……への自由」に転換していつたじの経緯の先に福祉国家が成立する。

いるはまた失業、老衰に備えた保険や年金、生活扶助等の制度の構築が部分的には国家の任務となる。「……から服務となる。最低限の人間らしい生活を送る権利を憲法に保証する以上は、健康を維持するための医療、医療保険、あ必要な教育の機会を得られるようすることが国家の配慮すべきものとなる。これによつて教育は部分的に国家の任

身分その他のによって職業選択の幅を恣意的に制限する差別を国家が禁じるだけではなく、個々の国民が職業に就くのに、は、憲法といつ明確なかたちでいつたと国民に保護されること、それはたんに干涉からの自由であつたものが、たゞひとえしかし、宗教の自由、思想信条の自由等、もともとは国家による個人への干渉からの自由であつたものが、たゞひとえから国家の活動に必要なコストを税として納めるに同意する。

しないかりに追求する自由ないし権利をもち、その自由が可能になるには国家が上述の役割を果たすことが不可欠ださて、リベラリズムが描き出す国にあつては、個々人は、自分の思ひ描いた人生を他のひととの同様の自由を侵害されることは、アリストテレス=ロック的な分配的正義(それが、現代の私たちにとつても所持して与えられ、自明とさえいふれる分配的正義なではなかろうか)。

その成果とする定義を入れ込んだ一方、性の違つもの組合せのだからこそ認められることに由来するが功績として認めがた。功績に応じた分配といつアリストテレスの分配的正義の定義のなかに、功績をもつたら勞働とを含んだ性格は、古代では近代のよつた社会的上界は困難なだから、労働の成果ではなく、それゆえ私たちには功くにはじめに起因する。出資額はまさに過去の労働の成果であり、それが功績と認められるのはわかりやすく、身分浮かべられる。アリストテレスが功績の例として挙げた前述の一例の私たちにとつてのわかりやすさとわざいいうそのパラダイムは、(現実には身分や家柄の差が残存していながら)労働によつて経済的・社会的地位の上昇が可能な近代社会を示唆している。近代以降の社会では、功績といつ語を聞ければまさに労働とその成果が思ひいふ本稿の主題に関連してロックについて書き落とせぬことは、彼の労働所有論である。労働から所有権が発生すると涉する権限を否定するゆゑに宗教の自由を提倡した。

(品川一〇〇七：一四〇—一六八)に詳しく述べる論争のなかから生まれた。その経緯については他の箇所

## 二・一 ケア概念と正義の倫理

### 二 ケア概念をふりかえる

正義概念」に属している。

この正義は、自分では満たすことができるがために迫られる者に援助を差し伸べる点で、本稿の標題について「より豊かな分配的正義は、あくまで本人が努力と能力で達成した功績以上も以下も分け与えない。これにたいして、ローランズの正義のなかでは正を求めている。前述のアリストテレス＝ロック的分配的正義は、そぞまたリバタリアニズムのことを不正義とみるゆえに、配分結果が運に左右されることは不正義とみなし、再分配による是正を、つまり分配的(マダラジン)を運が左右するとしても、運はそもそも分配がはじまる前の初期条件だから、分配的正義のなかでは正さないか。すると、ノージックの方は、アリストテレス＝ロック的分配的正義の結果(各人に割り当てられたアリストテレス＝ロック的な分配的正義)に展る。アリストテレスが身分を含めた性格を功績の例にあげたことによっても、運に翻弄された身にこじてあまりに苦難に苦しむものではないか。前述のかりやめにそつう

373)。だが、努力して自分の能力を駆使して得た結果は、たしかに本人の功績にふさわしく正義に適ったものである。も運に値しないとしても、幸運は他人から奪い取ったものでないから、その本人のものだと考へる(Nozick: 225/2)。ローランズとリバタリアニズムの根本的な違いのひとつは、運にたいする見方の違いにある。後者は、なるほど、誰な契約によつて成り立つゆえに、個人の自由が外からの制約を最も受けずに發揮されると考へるからである。なら、労働とその成果によってのみ入手可能だから)市場にそ求められる。市場での交換は売り手と買い手の自発的選択、すなわちリバタリアニズムを提倡する。この考へのひとでは、各人のよじじ思つ人生の実現は(当然ながら個人の生命の維持、身体的安全、財産の確保を国家の役割とするロックの考え方を継承するリバタリアニズムよりも)政府より「大きな政府」となる。国家による個人への干渉を嫌う者はこれを支持できず、ローランズのリバタリアニスしかし、国家が再分配をするから、その原資は税収をおいてはかないのだから、再分配を進める政府はそれでいい。これが、社会的正義の目的を明確にしてくれる。( Ibid: 179/278)としているとから明らかである。

ルズの議論が社会的正義の論拠たりうるといは、ローランズ自身、「最も恵まれない人々との自由の真価を最大化するのためには必ずしも努力と能力によるだけではなく、本人の制御できぬ運にも左右されるからだ。」より卓越した生来得た成果は必ずしも努力と能力によるだけではなく、本人は努力して自分の能力を發揮するが、それによつて格差原理が採択されるのは、公正な機会均等の原理もどで各人は努力して自分の能力を發揮するが、それによつて使われる措置(格差原理)である。格差原理はまさに再分配の原理であり、セーフネットの構築を支える論拠である。与えられる措置(公正な機会均等の原理)と、結果の不平等は最も恵まれない地位にある者の状況を改善するために地位の不平等を適切な条件下で認める。その条件とは、社会的・経済的に有利な地位を求める機会は全員に公正に

かわる必要があると説くアメの倫理は、いの実相に対処しつつあります。にはそうであり、病気になればそつより、老齢にいたればそつがいい。誰もが傷つきやすく、誰かに気がきかららの気つきとい援助を必要とする場合もある。しかし、やういふ事態はけつして特殊ではない。誰しも幼いときで想定する。現実の社会の構成員はそのよつたな存在ばかりではない。自分に必要なことを自分自身では満たせず、他にペラリズムがそつ描いているように、近代社会は社会の構成員を自律的で他人に依存しない点で平等な個人として近代社会のあり方にたいする異議申立てにて達しているといつてある。

はい。正義の倫理が近代の正統的な倫理論と親和的である以上、アメの倫理は正義の倫理にたいする批判を応じてゐるところがわかつた。しかし、正義の倫理にたいするアメの倫理による異議申立ての重点は、むしろそこにちの考察ではギリガンの当初の見込みと違つて、これらの道徳的思考のあり方の違いは性差よりも文化の差に対応していることわかつた。

一一二 正義概念にたいする異議申立て

倫理規範を重視する。

他の訴えにたいする応答可能性責任、他者に耳を傾けて寄りそつといふことなど、正義の倫理では強調されない独自の状況と当事者に応じて個別に決めるべきだと考える。それゆえ、アメの倫理は個別主義(Noddings:137)であつて、どうするのかよいのかは個別の状況に適用する普遍主義だが、アメの倫理は個別主義(Noddings:137)であつて、どうするのかよいのかは道徳性の発達心理学内部にこどまらず、倫理学のみならず、心理学のなかにもちらしまれ。正義の倫理は普遍化可能な原理ない規則を両者は道徳性の発達過程だけではなく、道徳的思考のあり方でも違つていて。それゆえ、両者の対立をめぐる論争は

の倫理」と呼んだ。

する存在だから)がそれである。ギリガンはこの発達モデルを「アメの倫理」と呼び、コールバーグのそれを「正義」とも氣づかうといふのが自分にたいして正しいと考える。なぜなら、誰もが傷つきやすく、誰かに気がつかわれる必要がある己犠性は誤った格率として示される。いのレベルに到達したひとは、自分が他者を気つかつただけでなく、自分の己犠性とみなされる。いの態度は、しかし、自己犠性をとはする破壊的な結果を招くおそれがある(脱情習的レベル)とした。前慣習的レベル(善は自己中心的な欲求の成就を意味する)、慣習的レベル(他者からの期待に応える)が解説を発見しようとする傾向が男性よりも顕著である。いつしてギリガンは三レベルからなる別の発達モデルを構想はなく、その特定の状況に關わる当事者それぞれのこども配慮し、できたけ多くの当事者に受け容られるようになるやすい点に気づいた。ギリガンによれば、女性が道徳的判断を下すときには、普遍化可能な原理に依拠するのみであるが、コールバーグの理論を参考して研究していくギリガンは、女性の道徳性の発達がいの理論では低くみ心にあるのだから、コールバーグの発達モデルはいの近代の正統的な倫理論にきわめてないやすい。

理學に親和的であり、また自律はペラリズムにおいても、普遍化可能な功利主義においてもそれぞれの理學の核心的なさる段階、すなわち第六段階のなかに具現される。いの点で、コールバーグの理論はとりわけカントの義務論徳的格率を探査して遵守する自律に通じ、後者の成熟はその格率の普遍化可能性能に通じ、いの両者は最も成熟したと存から他の自立と他者の立場に身をおくて考へる役割交換能力にある。前者の成熟は他者に依存するこども自分で道あることを善とみなす)。いの発達過程から推察されるよつて、いの理論では、成長の評価基準は他者にたいする依存から權威に従つてこどもが善である。善は自己中心的な欲求の成就を意味する(脱情習的レベル)行為者が採択する道徳的原理が普遍化可能な原理で整合的であるといいや慣習と規則の遵守を善とみなす)、脱情習的レベル(他者からの期待に応え

位が決まつたあとである。しかし、誰もが運に恵まれないのでは、本人によつて制御できない初格差原理が働くのは、このように競争をつけて結果が配分されたあと、いわゆれば、各人の社会的・経済的地位は当初からは変容されてしまつた(善の構想をなお追求できるための援助が格差原理によつて配慮される)。しかし、誰もが運に恵まれないのでは、本人によつて制御できないのでは、本人の(おもしれない)、たゞたとえは、病気、事故、災害等の不運に見舞われて、社会のなかで最も恵まれない地位に陥つてしまつた、競争に参加できることによる措置が講じられるべきである。それでも、本人の努力および能力だけでは制御できない、競争に参加できることによる資格を示したひとには、たゞ学金制度などのあつたですでに努力および能力によつてその競争に参加するに足る競争が公正な機会均等のもとで行なわれるには、意欲が育育が不可欠だとします。多くのひとが望む職種に就くための競争が公正な機会均等のもとで行なわれるには、意欲が平等な自由の原理のもとで、職業選択の自由は保障されている。だが、本人が望む職種に就くことは義務教育以上の教育を受けける機会は保障されている。本人がいと思つ人生のなかには、当然、望みの職種に就くことが含まれている。たゞたとえは、貧しい家に生まれたために十分な教育を受けられないといつます。平等な自由の原理のもとで、義務教育組み込んでいくからである。

第一節末尾で、ロールズの正義は本稿の標題について「より豊かな正義概念」に風にしていと述べた。本人の御で

### 三一 運平等主義

#### 三 より豊かな正義概念へむけて

のなかに誰も取り残されないといつて包み込む事態を要請していくのである。

じゅうの人間を同じだけの集中力をもつて気がつくことはできません。そして編み上げられたケアのネットワークに自分が気がつくといつての範囲の相手を気がつくといつて要請し(気がつかう能は無限ではないから、誰も世界を危惧するからである。誰もが誰かに気がつくかわかれなくてはならぬといつてケアの倫理の指令は、まさにひとりひとりがその個別主義を支えるかかり、すべての人間が一定程度の生活レベルを営めるまで援助される権利をもつといつた定式化は忌避するだらう)。一律に権利を賦与するといつては個別の状況における現実の教済につながらない可能性理がその個別主義を支持するかかり、すべての人間が一定程度の生活レベルを営めるまで援助される権利をもつといつた定式化は忌避するだらう)。ケアの倫理が否定的な見解を示すのは予想のつくといつてある。ただし、ケアの倫現代の格差の拡大にたいして、ケアの倫理が否定的な見解を示すのは予想のつくといつてある。ただし、ケアの人を描き出そつても、その社会は存続できませんし、個人が自律するまことに成長するまにありえない。

気がつく者との非対称的な関係が維持されるといつては、正義の倫理がいかに正義にかなった社会や自律した個あるわけがない。ケアの倫理がケア関係の範型とみなすのは子育てである。生まれたばかりの無力な幼児とそれをNoddings:101)。關係なへして、個人といつて存在が存在するにはいたらず、したがつて、最初から自立した存在が人が、私たちが個人といつてはその属性は私たちがそのなかに抜け込まれていてる關係の産物である」の倫理はケアしケアされる關係を社会の基本単位と考える。「私たちがほんとうの身体的存在として認識される個社会の構成員を自律した平等な個人といふのであれば、ケアの倫理はどのかぎりに社会を描くのだらうか。ケア

は、医療施設を利用してくる健康保険制度がその国においてどれほど充実しているか。医療施設のレベルは、近いところに通院できる医療施設があるか。そこの中に公共交通機関が利用できるか。さらに一般的な病気で同じ程度の病状であっても、事態は異間の一方が健康であり、他方が慢性的の病気を抱えているとします。同じ病気で同じ収入と富を得ていても、ひどい人や又スバルは個々人の困難はもっと多様なものだと指摘する。たとえば、ほほ同じ収入と富を得ていても、ひどい人は数値にして表わしやすく、だからこそそれを基準とすれば思まれなき順序づけをやります。これにて、セントラルによって、たとえば、持ち家か賃貸住宅によつて暮らししみは影響されるからだ。だが、いずれにしても所得と富ために、ローラズは所得と富とを基準とした。所得だけでもなく富を加えるのは、同じ収入であつてもすでに得ていても、目に着目するといふに、すでにローラズの社会契約論にいたずら批判が含まれている。最も患まれない地位を同定するためには、ローラズは可能とする条件である。ケイバーリティ

社会契約論批判がそれである。

又スバルの倫理理論の立脚点は二点から構成される。セントラルを援用するケイバーリティ・アプローチ、徳倫理学、記すとしてする。

動物『正義と境を接するもの』が刊行された前年に、スバルの著作『正義のフロンティア——障害者・外国人・拙著』が公刊された。この著書にいたずら本格的な論考は後の課題として、いよいよ本稿に連なるしかたで要点を

### 三-11 スバルによる正義概念の拡充

概念」が示唆されています。

るひとだけに保証されていた平等ではない平等を探求するのである(同上)。それゆえ、「より豊かな正義」を追求するひと、育児や介護しながらないひとの闘争を避けひとり自分の権利をみられる。アンダーソンは、したがつて、上述の社会観を否定して新たな平等概念を探求する。すなはち、自己利益ばかりではなくてはいけない。だが、育児や介護は人間社会に不可欠だ(これはケアの倫理が主張し続けてきたものである)。構成員の世話をすることとも、世話を放棄することとともに、自分を選択とみなされて、当人はその選択の結果を負担する。だからこそ、その本人が選択しなかつたときに責任を負ういわれはないといつづれによつて——由な選択ではない。だからねられる。には、本人がそのなかに生まれてきた家庭——その家庭に生まれてきただけは当人の自由にゆだねられる。個人を自由な選択のできる存在として想定する社会では、家庭やもつとも、子育てをするいざなは本人の選択である。個々人を自由な選択のできる存在として想定する社会では、(アンダーソン: 1991) 例として言及するのは、「自らの労力の大部分を家族を世話をするに注いでいる人々」(アンダーソンは、彼女が「愚かな選択」をしていく、「愚かな選択」の愚かさが、実は社会構造に起因する可能性を指摘している。彼女が

いう疑問も生じてへくる。

のといえよ。だが、じつはたして、その評定は運に翻弄された身にとつてあまりに苛酷にすぎるのでないかと因するといつ意味で、たしかに本人にふきわへる、したがつて愚かさゆえの失敗を補償しないといつは正義に適つたも人生設計が愚かな選択であつた場合にはそれによる不利益は保障されない。その結果は、本人の「愚かさ」に起れた運と本人の選択の結果が惹き起してた運とを区別する。前者にたいするならから補償を得たつて、しかし本とはいえ、補償されるべきは本人が制御できまい運である。そしからドゥオーリーは、本人が回避できずに負わざる想を共有しつつ、さらに先に進む。運平等主義もまた「より豊かな正義概念」を提示している。

期条件がそもそも是正されるべきではないか。そつ主張する運平等主義は、誰もが運に値しないといつローラズの発

前述した通り、ケアの倫理は、今この状況において、関わる当事者それぞれの特殊性に配慮して最もこの場に適切

#### 四・一 効率性のあるケア概念

#### 四 効率性のあるケア概念について

である。

ラ、ヌスバウムは非常にやの進の方が障害者を必然的に社会の周縁部に置くことを正当化してしまつと指摘するわけである。よつに——特殊なケースにいたずる配慮がなされる。障害者への対応は後者の時点では追補される。しかししながらそれを構築したことにより、正義にかなつた社会を造るために原理が原初態で採択され、その原理にしたがつて社会を外れてしまつ。もちろん、法律が制定され、その後、法律によつてそつそつ特殊な事態への対応が図られるからだ。フリーライダーや否定する論理のもとで、しかし、いの要件を満たせない重度の障害者は市民かならないからだ。これが力して社会を造るといつて得られる利益を享受するとともに、そのためのコストを分担する者ではなくてはならない。ロールズによれば、これから造られる社会の市民となるはずの原初状態の当事者は、「生涯全体にわたって十分に協働する社会の構成員」(Nussbaum: 62/75, 98/116; Rawls 1980: 546) でなくてはならぬ。ところのみ、市民はとりわけ本稿に因應するといつたが、ヌスバウムは障害者の包摶を論じるためにあたつてロールズの正義論を批判しているまさに「より豊かな正義概念」のひとつを提示している。

会ないしは一国と二つの組みから構成されてゐる外国人の包摶、最後に人間以外の動物の包摶である。この思想は包摶するといふを提唱する。少なくとも社会的感覚に十分に參照できる医療の包摶、ひいては政治社会

いのよつな人間概念のものと、ヌスバウムは、社会の周縁部、ないしその外部に置かれている存在に正義を適用し、問士の関係のなかで発現され、はじめ可能となる感情のといふがいわてている。人が間においては自分以外の人間や物を愛するといつや愛するものが失われたといつを悲しみつゝといふ、人現すといき、やはりそれは人間のそれであつて、他の動物のそれではない。たゞ、感情は動物の一部ももつたら空間を同時に動物とともにアリストテレスの伝統に属すといつを繰り返し指摘する。たゞ、同時にまた、その機能が發現するといふこと、思考力、感情、実践理性、連帯、他の生物種との共生、遊び、自分の環境の管理(政治に参加して管理で生きる)、物を管理し、また仕事を介して他の労働者との相互承認、等) がそれでゐる(Nussbaum: 76-78/90-92)。ヌスバウムはこの人間概念が、理性や自律能力によつて人間と他の生物とを断離させることを断離させることを経て、人これらのがいづかは人間に固有のものであり、いづかは人間以外の動物と人間が共有しているものである。ヌスバウムは通つたための便宜であるだけではなく、地域住民が商業施設、文化施設をたやすく利用するための便宜でもあります。ケイバ。ピリティをつけて可能となる機能を、ヌスバウムは人間がもつとどく(潜在的にあつて)いる機能としている。ケイバ。ピリティをつけて社会を計画するといつて、地域住民が公共交通機関は、病人が医療施設をもつ複数の人間に益をもたらす政策を考えるといつがでまつた。たゞ、公共交通機関は、病人が医療施設がでかかる。同時に、ケイバ。ピリティに着目して社会を設計するといは、個々人の事情に配慮するだけでも異なる一層に着目するといふ、それぞれの個人が抱えている困難がいかなるものであるかをつゝそつめ組やかに把握するといふ。ケイバ。ピリティが。適切な医療を受けるといつ機能を実現するには、ひびきがなかなか条件がそろつてしまつてはいけない。ケイバ。ピリティ

ための資質の涵養を妨げられるといふに教育の機会の確保が主張されている。すべてのケアーラーが「個人を定めたものである。とりわけ一八歳未満をやんぐケアーラーと呼び、彼らが他のケアーラーとするとして将来の自立やで文化的な生活を営むことができる社会を実現する」と「第一条をめざして県、県民、事業者、関係機関の役割対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話を他の援助を提供する者」(第二条)と定義し、ケアーラーが「健康は、ケアーラーを「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人にいつのような制度を非現実的だと断定するといふではない。二〇一〇年三月に施行された埼玉県ケアーラー支援条例。

ケアの倫理はすべてのひそそのなかで支えるケアのネットワークをめざすが、ドゥーリア制度はその具体化である。これをドゥーリア制度と呼ぶ。ドゥーリアとは、産後まもない母親を助けける女性を意味する。前述のように、これにたいして、キティは、依存者を気つかい世話をひそま他の誰かにみて気つかわれる社会制度を提言のケア提供者をケアしないといふ(Kittay 2002: 260)からだ。幸福をねだねだねてひそむ人びとを代弁せしむ、「私の娘を代弁するのは、そのケア提供者にたいして不正であり、かつたその立場(家庭内の無償の労働者といふ意味では彼女自身もそれである)を(のよに)代弁するのは、「私の娘の幸福をめでます。その点でよきケア労働者はますます傷つきやすくなる。ケア労働者の雇用者でもあるキティがケア労働ひとは自分の世話をしているひどい利益を代弁する役割を担い、ときには自分自身の利益と合致しない場合にももう努力——たんに自分自身の利益のために働くだけではなくて、自分が世話をひそむために働くため——なら、その人のひそに幾つてもらわなくてはならない依存者となる。解いて、そのひそにはじつう意味のケアをしているのかでわかるといきには、通常、無構造。その点で、そのひそは精神的に弱く、ひそには自分自身が他

work) と呼ぶ) に就くひとも弱い立場にある。やの多くは女性である。ケア労働は概して賃金が低く、それが家庭と代わってそのままのニーズを満たせないひと(キティは依存者と呼ぶ)が弱い立場にあらることは明白だ。しかし、そのひそ自分で自分のニーズを満たせないひと(キティは依存者と呼ぶ)が弱い立場にあらることは明白だ。しかし、そのひそ社会哲学は出発する。

彼女自身は夫とともに大学教授で、重度の障碍をもつ娘を世話をひそめ雇い入れるといふができた。ひそから彼女のキティは重い精神障害をもつ娘セージャの母親としてその経験をこよして彼女自身の社会哲学を構築していく。

#### 四・二 キティのドゥーリア理論

このでは、誰もが誰かにケアされ、誰もそのなかに取り込まれネットワークの現実化を保証する可能性を効率性と呼ぶ。誰も取り残さないといふべきアの倫理にとつて、そのよつて意味での効率性はむしろ失敗を意味する。あるケア概念が必要となる。ただし、(1)効率性とは、一部を切り捨てるといふことによつて効率化を図るものでの状況を重視する以上、ケアが広がり、社会全體がケアする社会となる道筋はたやすくはない。ひそに効率性呼称それが私的領域ではなく社会をとおしてのみ救済されつづけて示してくる。とはいへ、アの倫理が個別に重要なニーズを自分で満たせず、誰かによつて気つかわれる必要のあるひとを社会的弱者と呼ぶなら、そのことを意味しない。子育て、介護、看護、どれをとつてもやはや私的領域のみで行われていいわけではない。生き判断を求める個別主義をとる。しかし、(2)はアの倫理が親密圏、私的領域にのみ適用される倫理理論である。

Kittay 2010: 408) が示すように求められる。

シジンガーは、人猿やその他の動物よりも優れているといえる「道徳的にみて重要な心理的能力」(シジンガーの発言)。これにたいして、シジンガーハママーはキティに、キティが想定している重度認知障害者が比較対象のシジンガーの動物と並べて比較するその論法は吐き気を催すものである。それでも、彼女は哲学的に異論を唱えようとする。生命倫理学や環境倫理学ではもはやおなじみの議論だ。しかし、キティによると、娘や娘と同じ生物種であるヒトを優遇する不公平だと批判する。動物にたいするよりもはるかに配慮している現状を種差別、つまり同じ生物種であるヒトを優遇する不公平だと批判する。シジンガーハママーは、人間が通常持っている能力を備えていたい重度認知障害者について私たちが人間以外のキティの叙述を参考しよう。

ストーン・ブルック会議でキティヒータ・シジンガーハママーとのあいだで交わされた論争についてそれを考えたために、「認知障害とそれが道徳哲学にむける異議申し立て」という論文集が編まれる契機となつた「一般的な知識」なのだろうか。

ケアするひとの実情が一般的な知識として要請されるといつていいのか。しかし、どういふのが「一般的な知識」なのだろうか。シジンガーハママーは、社会設計は不可能だからだ。すると、重度障害者とのひとあるか、その家族が障害をもつていてるのかを、原初状態の構成員は知らない。そのかわりに、社会とその構成員に関するところ。シジンガーハママーは無知のヴェールがかかる。自分が、原初状態では無知のヴェールがかかる。自分自身がなんらかの障害をもつていてるのか、自分に家族があるかないか。

もちろん、そのためには、重度障害者は原初状態の参加者たる資格である計議能力を身に着けていなければいけないことを考えてみよう。

だが、それはのちの課題として、この異議申し立てをロールズの枠組みのなかに受け容れるとすればどうなるか。シジンガーハママーは市民たりぬではないかと問いかける。この主題はそれだけ独立の論議とするに値する。なぜなら、重度障害者は市民たりぬではないからである。重複する社会の立場を代わるひとの立場で、シジンガーハママーは、スパウムとともに、「生涯全体にわたって十分に協働する社会の構成員」であることを市民の要件とすれば、重度障害者は市民たりぬではないかと問いかける。この主題はそれだけ独立の論議とするに値する。シジンガーハママーは、スパウムとともに、「生涯全体にわたって十分に協働する社会の構成員」であることを市民の要件とすれば、重度障害者は市民たりぬではないかと問いかける。この主題はそれだけ独立の論議とするに値する。

## 五・一 スパウムとキティの異議申し立てをロールズの枠組みで考えてみる

### 五 より豊かな正義概念と実効性のあるケイテイ概念の落ち合ひについて

という意図を明確に宣言している。

県民全體でケアを支えるように社会を変えていく——ケアの倫理の表現でいえばケアの不ツワーハラートを造ろう——市町村が実施するケアラーハラーの支援に関する施策に協力するよう努めることとする」(第五条)と宣言していく。アラーハラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーハラーが孤立するといつていいから十分配慮するといふこと、県及びケアラーハラーへのケアはたんに行政や関係者の仕事であるだけではない。「県民は、ケアラーハラーが置かれていている状況及びケアラーハラーへのケアはたんに行政や関係者の仕事であるだけではない。」しかし、同条例は依存者へのケアがもはや家族といつ私的領域だけではなく社会的な現実を直視している。しかし、同条例は、有償のケア労働者を対象としない点で、ケア労働者全般をケアするトドウリアリア制度を具現するものではある。「トドウリアリア制度を具現するものではある」とがその基本理念である(第三条)。

として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる、「ケアラーハラーが孤立するといつていいから十分配慮するといふこと

しかし、それは両者が実現をめざす目的が一致するものであって、両者の概念が内包的に統合されるとしている。

に援助する社会の構築といつては、本人にとつての一人一人を本人自身では満たせないひとにそれを満たせるひと。

以上の正義といつて規範から出發してより豊かな正義概念へと進んできた歩みとケアといつて規範から出發して効率性

五・二 正義とケアの違いに留意しての照らし合せ

についても述べる。この問題は、主として、正義とケアの違いについての照らし合せである。

まず、ハムとキティの批判はローラスの論理構成そのものの否定である。しかし、それによって少しありがたりに議論する。

へき一般的な知識のなかに重度障害者とやのひをケアするものとひをケアするものとを含めれば、

うな重度障害者を対等な市民に包摵したいたいから。これは、又スムーキーが求めようとする。

ある。だが、両者が要請されるのは原則状態においてたまつかる。そうであれば、スムーキーが求めようとする。

自分がケア関係を築いていないタイプのひとの社会的遭遇を論じるときには(認識上の謙遜)ためにもいた認識上の責任であり、自

たじれば、やつた關係を築いていない者に要請されることは、そつた報告を受け容れる認識上の謙遜である。

呼ぶときはできない。しかし、やつた關係を築いていない者に要請されることは、あつた報告を受け容れる認識上の責任と

かく、原初狀態の話に戻る。ケアと相手との間で何かありはじめてみては、もとより一般的な知識と

- Battlefield”, in *Cognitive Disability and Its Challenge to Moral Philosophy*, eds. Kritty, Eva Feder and Licita Carlson, Wiley-Blackwell.
- , “The Person Is Philosophical Is Political: A Philosopher and Mother of a Cognitively Disabled Person Sends Notes from the Battlefield”, in *Caring Is Just and Justice Is Caring: Justice and Mental Retardation* in *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependence*, eds. Kritty, Eva Feder and Ellen K. Feder, Rowman & Littlefield Publishers, 2002.
- , “When Caring Is Just and Justice Is Caring: Justice and Mental Retardation” in *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependence*, eds. Kritty, Eva Feder and Ellen K. Feder, Rowman & Littlefield Publishers, 2002.
- Kritty, Eva Feder, Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency, Routledge, 1999. (『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 国野八代, 丰田和惠訳, 白帝社, 110-110頁)。
- Arendt, Hannah, Vita activa oder Vom tätigen Leben, Piper, 2002. (『活動的生』, 森一郎訳, みすず書房, 110-115頁)。

スに比べて、カナダ版のエーベン段を引用している。この後に訳書の該当箇所のエーベン記述。たとし、訳文は変更したものである。アリス・アーデンのあとに刊行年を記して区別する。アーデン、キティ、マヌバウム、ハーバード、ローランスからの引用は訳書がある場合には、原典出典は文中にかぎりに入れ、著者の姓を記し、ローロのあとにカナダ版記した。同一著者からの引用文献が複数ある場合には、姓

## 参考文献

本稿は、日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)課題番号一七K0111九五による研究成果の一端である。

誰にケアされているといつてもケアのネットワークを通じていることを忘れない社会である。側からいえば)集中してケアされるのは自分が直接に関わる人ひとに限りないとしても、そのケアが、誰もが名のもとに、自分のエースを自分で満たせないひとの存在を考えないとの正当化を許容しない社会であり、(ケアの方を他のひととの同様の自由を使書しないから追求する自由ないし自律を尊重し、しかし選択の自由や自尊のは、およそ次のよくな社会のあり方がみなへへ。すなはち、それは、(正義の側からいえば)本人がよいと思ふ生

正義概念と実効性のあるケア概念の落合についても正義とケアの違いに照らし合せながら展望すれば、冒頭に記したように、本研究は遺憾ながら十分な成果を挙げておらずである。しかしながら、より豊かな私は多面的でありますから統一を成していく生について考える学問として倫理学を考えるからだ(品川1100七)。もともと倫理論と責任・ケアにみじめく倫理論の対比と相補的關係といつて一馬を進めていたときと変わらず、は、正義とケアの一つの想点を統合した倫理論の形成ではない。なぜなら、本研究の出发点となつた正義・権利にこの分類をもちだしたのは、正義とケアとの違に留意するためである。本稿に示した研究の構想のみですと、アの不履行が強い非難を惹き起しつつあることは明らかだ)。第一のグループに似ている規範、たとえば、責任とケアが属してゐる(幼児、病人などを放置する例を考へれば、ケアは不均衡といつては第一のグループに似ていて、しかしながらその不履行がもしろ非難にあらざることいつてはも),助ける者と助けられる者の関係だから、力の不均衡な関係を基本とする。第三のグループには、力関係にしてために看過黙認され、だからこそ履行が賞賛の対象となる。善意や善行や慈愛は(対等な関係でも生じつてある義務にあたる諸規範、たとえば、善意、善行、慈愛など)が属してゐる。その不履行はしたがいに冷淡、冷酷、無慈悲など非難されるが、権利の蹂躪ではないゆえに不正とは呼ばびがた。しかし、不履行が世間の通例であるにある者にたいしてである。第一のグループには、倫理規範だからその履行は義務ではあるが、履行すると賞賛に値する公正などが属している。その不履行は不正と呼ぶに値する。これらの規範が適用されるのは、通常、均衡した力関係(一)。第一のグループには、その不履行が重い非難に値する義務にあたる諸規範、たとえば、正義、権利、平等、公平、公正などはない。別のところでは論じた倫理規範のグループについて以下に略記しよう(品川110110:15-1)

2010. Noddings, Nel. *The Material Factor: Two Paths to Morality*, University of California Press, 2010.
- Nozick, Robert. *Anarchy, State, Utopia*, Basic Books, 1994. (『八十一年・國家・ヒューバート・ノズック著『Utopia』』、翻神格訳、木鐸社、一九九六年)。
- Nussbaum, Martha C. *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, the Belknap Press of Harvard University Press, 2006. (『正義のフロントリヤー——障害者・外国人・動物との境界を越え』、栗原泰子訳、法政大学出版会、一九九七年)。
- Rawls, John. "Kantian Constructivism in Moral Theory: The Dewey Lectures, 1980", in *Journal of Philosophy* vol. 77, 1980.
- Rawls, John, "A Theory of Justice", revised edition, Harvard University Press, 1999. (『正義論 改訂版』、川本隆史・福圓聯・神島裕子訳、朝伊崎玉県ケニア支援条例、埼玉県公式ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chikkiboukakutseis/jourei.html>) 110110年)
- Ruddick, Sara. *Matriarchal Thinking*, Beacon, 1989.
- アリスティーラス, 『日本古くは倫理学』上巻, 高田三郎訳, 岩波書店, 一九七一年。
- アンダーソン, エリザベス, 『平等の要點とは何か(抄訳)』, 平等主義基本論文集, 広瀬嚴編・監訳, 劍草書房, 一九七八年。
- 品川哲彦, 「正義と境を接するもの——責任といつ原理とケアの倫理」, ナカニシヤ出版, 11007年。
- , 「正義概念覚書」, 『文學論集』六一卷四号, 關西大學文學會, 11011年。
- , 「倫理學的話」, ナカニシヤ出版, 11015年。
- , 「倫理學入門——マニスナーハから生殖技術」, アイムズ, 中央公論新社, 110110年。